

地域保健福祉課

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課では、管内3市をはじめ、医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、保健・福祉業務を行っている。

保健業務を大別すると、母子保健、成人・老人保健、精神保健福祉、栄養改善業務を実施している。また、地域の健康課題を検討し、対策に向けた活動を推進するため、地域・職域連携推進協議会等を開催している。

福祉業務として、民生委員・児童委員の委嘱・解職事務、児童・高齢者・障害者福祉に関すること、特別児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付、配偶者暴力相談支援、中核地域生活支援センター活動支援等の業務を行っている。

<地域保健に関すること>

1 保健師関係指導事業

当所保健師は、総務企画課・地域保健福祉課・健康生活支援課・八日市場地域保健センターに配属され、管内市や関係機関等と連携を図りながら訪問指導や相談事業等の保健師活動を展開している。

(1) 管内概況

管内保健師就業数は、保健所8名、3市51名で計59名である。

表1－(1) 管内保健師就業状況(令和2年4月1日現在)

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市町村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
平成30年度	58	8	32	6	11	1
令和元年度	59	9	34	5	11	0
令和2年度	59	8	33	6	11	1
銚子市	16	-	12	2	2	0
旭市	21	-	12	2	6	1
匝瑳市	14	-	9	2	3	0

(2) 保健所保健師活動

保健所保健師は、所属内の他職種をはじめ、管内市町村や関係機関と連携を図りながら、広域的及び専門的な各種保健指導業務を実施している。また、効果的な保健活動の展開のため、資質向上と連携強化を目指し、研修会等を開催している。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況(令和3年3月31日現在)

(単位：件)

種別	区分	家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
				面接		電話	メール	
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数(再掲：会議)
総数		51	135	71	95	12607	0	333(1)
感染症		10	12	39	42	3038	0	180
結核		33	110	13	34	107	0	128(1)
精神障害		0	0	0	0	1	0	0
長期療養児		0	0	8	8	8	0	0
難病		8	13	9	9	62	0	22
生活習慣病		0	0	0	0	1	0	0
その他の疾病		0	0	1	1	0	0	0
妊産婦		0	0	0	0	0	0	0
低出生体重児 (未熟児)		0	0	0	0	0	0	0
乳幼児		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	1	1	9390	0	3
訪問延世帯数		48	116					

(3) 保健師関係研修(研究会)実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1－(3)－ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和2年 8月3日	・新型コロナウイルスへの対応 各市・保健所の対応状況とお互いへの質問 ・災害時保健活動	・情報交換 ・現状と課題の共有	23
令和2年 12月4日	・保健所保健師における自身のこれまでの保健活動と後輩へのメッセージ ・経験年数別情報交換 ・自治体保健師の標準的なキャリアラダーを用いた自身の振り返りについて	・講演会 ・グループワーク ・情報交換	13

イ 所内保健師研究会

表1－(3)－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和2年 7月28日	新型コロナウイルス感染症対応を第一優先とする中での事業実施方針、日月報 報告作成・現任教育等、保健師全体で共有・確認しておきたい事項についての 話し合いを実施。	7

ウ 保健所保健師ブロック研修会

印旛・香取・山武・海匠健康福祉センターの保健師の資質向上を目的に、各保健所が順番に企画し研修会を開催している。令和2年度は海匠健康福祉センターが当番だったが実施しなかった。

エ その他

新任期保健師研修会（健康福祉センターレベル）

海匠健康福祉センター管内新任期保健師だけでなく、香取・山武管内の新任期保健師も含めた研修会を実施した。

表1－(3)－エ その他

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和2年 12月23日	グループワーク「個別支援ケースに対する事例検討の実践について」 情報交換会	28

管内統括的役割を担う保健師による連絡会

現任教育の現状と課題や災害対応についての情報共有のため、管内の統括的役割を担う保健師による連絡会を各市の状況や要請に応じて実施してきたが、令和2年度は開催しなかった。

2 母子保健事業

乳幼児の健全育成・心身障害児の発生子防・早期発見、児童の健全育成等を目的に、管内市との連携のもとに事業を推進している。

母子保健法の改正により、平成9年度から住民に身近な一次的なサービスは市町村に一元化され、保健所は専門的、技術的なサービスを担うことになった。

(1) 母子保健推進協議会

広域的な母子保健、医療、福祉施策を推進するための体制を整備するために、母子保健・医療・福祉に関する関係機関及び団体並びに関係行政機関の職員、住民代表等を構成員に開催している。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
		令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応を優先し実施なし

(2) 産後ケア連絡調整会議

産後ケア事業等にかかわる関係機関と市町村間の連携体制の構築や情報共有を図ること等により、市町村が産後ケア事業等を実施するための体制整備を推進することを目的とした会議で、今年度は香取・山武健康福祉センターと合同開催している旭中央病院との母子保健連絡会議と、管内母子保健推進協議会を活用して開催した。

表2－(2) 産後ケア連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和2年5月	医師・看護師・助産師等、 香取・海匠・山武管内保健師	令和2年度は、香取健康福祉センターが事務局となり、新型コロナウイルス感染症対応を考え書面開催とした。 ・令和2年度の各市・病院の担当窓口連絡先の確認

(3) 母子保健関係研修会

地域の実状に合わせた母子保健関係研修会を開催している。

表2－(3) 母子保健関係研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
令和2年度母子保健従事者研修会			令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応を優先し実施なし

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第25条により管内の医師から届出がなされたものであり、届出数は管外に住所のある者も含まれる。

表2- (4) 人工妊娠中絶届出状況 (単位: 人)

区分 妊娠週数	令和元 年度	令和2 年度	令和2年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 以 上 24 歳 未 満	25 歳 以 上 29 歳 未 満	30 歳 以 上 34 歳 未 満	35 歳 以 上 39 歳 未 満	40 歳 以 上 44 歳 未 満	45 歳 以 上 49 歳 未 満	50 歳 以 上	不 詳
総 数	144	102	102	7	24	20	20	25	5	1	0	0
満7週以前	96	62	62	4	7	13	14	18	5	1	0	0
満8週～満11週	36	26	26	3	12	4	2	5	0	0	0	0
満12週～満15週	5	8	8	0	3	1	2	2	0	0	0	0
満16週～満19週	3	4	4	0	2	1	1	0	0	0	0	0
満20週～満21週	4	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

(5) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)実施者を対象に、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく経費の助成を平成17年1月から行っている。

表2- (5) 特定不妊治療費助成実施状況 (単位: 件)

年 度	実 件 数	延 件 数	内 訳			
			体外受精	顕微授精	男性不妊	そ の 他
平成30年度	72	108	28	55	0	25
令和元年度	81	118	19	56	1	42
令和2年度	62	94	13	42	0	39
銚子市	12	17	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、 ()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の 助成件数である。			
旭市	35	53				
匝瑳市	15	24				

(6) 不妊・不育相談事業

不妊講演会

表2- (6) 不妊講演会実施状況

開 催 年 月 日	内 容	対 象	参加者数
	実施なし		

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担の軽減を図る。

表2－(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況 (各年3月31日現在)

(単位：件)

疾患名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	銚子市	旭市	匝瑳市
総数	118	116	122	32	56	34
1 悪性新生物	20	19	20	8	8	4
2 慢性腎疾患	7	7	7	2	1	4
3 慢性呼吸器疾患	6	5	5	0	3	2
4 慢性心疾患	20	19	19	6	8	5
5 内分泌疾患	26	24	27	5	15	7
6 膠原病	1	2	2	1	1	0
7 糖尿病	3	3	3	1	0	2
8 先天性代謝異常	4	4	5	0	2	3
9 血液疾患	2	2	3	0	2	1
10 免疫疾患	0	0	1	0	0	1
11 神経・筋疾患	12	13	13	4	6	3
12 慢性消化器疾患	11	13	13	4	8	1
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	3	2	1	0	1	0
14 皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
*15 骨系統疾患	3	3	3	1	1	1
*16 脈管系疾患	0	0	0	0	0	0

*15 骨系統、*16 脈管系疾患については、新制度となり新しく登録された疾患である。

(8) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

平成29年4月から、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族、その他関係者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的に実施している。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2－(8)－ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加者数・内訳	内 容
			令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応を優先し実施なし

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2－(8)－イ 療育相談指導内容 (単位：人)

内 容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相 談 者 数（延）	0	0	0
家 庭 看 護 指 導	0	0	0
食 事 ・ 栄 養 指 導	0	0	0
歯 科 保 健 指 導	0	0	0
福 祉 制 度 の 紹 介	0	0	0
精 神 的 支 援	0	0	0
学 校 と の 連 絡	0	0	0
家 族 会 等 の 紹 介	0	0	0
そ の 他	0	0	0

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－(8)－ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別） (単位：件)

疾 患 名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 数	8	5	0
18トリソミー	4	1	－
成長ホルモン分泌不全性低身長症	－	－	－
骨形成不全症	1	1	－
気道狭窄	1	－	－
慢性呼吸器疾患	1	－	－
21トリソミー	1	－	－
慢性腎不全	－	1	－
點頭てんかん	－	1	－
総動脈幹遺残症	－	1	－

エ 窓口相談事業

表2－(8)－エ 相談内容

(単位：人)

内 容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談者数（延）	104	102	12
申請等	102	18	2
医療	1	－	0
家庭看護	0	75	6
福祉制度	0	9	0
就労	0	－	0
就学	0	－	0
食事・栄養	1	－	0
歯科	0	－	0
その他	0	－	0

オ 訪問相談員派遣事業

表2－(8)－オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人数	回数	実人員	延人員
平成30年度	－	－	－	－
令和元年度	－	－	－	－
令和2年度	－	－	－	－

(9) 療育の給付制度

療育の給付（児童福祉法第20条）は、長期の療養を必要とする18歳未満の結核治療のために入院を要する児童に対しての医療給付及び学用品や日用品の支給を行うものである。令和2年度は該当がなかった。

(10) 思春期保健相談事業

児童生徒の健全育成を図るため、学校保健や地域保健との連携、及び思春期世代とその関係者への心身に関する正しい知識の普及を行う。令和2年度は開催しなかった。

(11) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

平成31年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立・施行され、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、国から一時金が支給されることとなった。この制度では、都道府県を窓口として申請受付や認定に係る調査等を行うことになっており、健康福祉センターでは、申請に係る案内とその受付を担っている。令和2年度の申請受付や相談はなかった。

(12) その他会議や連絡会等

地域の実情に応じて担当学会等を開催するが、令和2年度は開催しなかった。

3 成人・老人保健事業

健康増進法に基づき、生活習慣病の予防と早期発見、壮年期からの健康保持増進を図るため、市が実施主体となって各種保健事業を実施している。保健所は地域特性を踏まえて市町村が健康増進事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、情報提供や助言等の支援を行っている。

(1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設7施設・訪問看護ステーション11施設がある。

(地域資料編に記載のとおり)

(2) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等(以下「推進員等」という。)に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

隔年ごとに香取健康福祉センターと担当を交代し開催。令和2年度は、香取健康福祉センターが担当した。

表3-(2) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
令和2年10月23日	31名 (管内17名)	講演：「肺がんの予防・早期発見のために～肺がん検診と禁煙のポイント～」 講師：千葉県民保健予防財団 副理事長 鈴木公典 医師

(3) その他のがん対策事業

海匠健康福祉センターでは実施していない。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

平成24年度までは「性差を考慮した健康支援事業」として、女性が自己管理できるよう健康相談や健康教育を行い、女性の健康づくりを総合的に支援することを目的としていたが、平成25年度からは「一人ひとりに応じた健康支援事業」として、生涯を通じて一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ、的確な自己管理が出来るよう支援することを目的としている。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が電話にて相談指導を行う。また、必要時、適切な相談機関や医療機関等へ紹介する。

表4-(1) 健康相談実施状況(電話)

(単位：件)

年度	区分	男性	女性	総数
平成30年度		4	2	6
令和元年度		0	20	20
令和2年度		0	2	2

5 総合的な自殺対策推進事業

千葉県自殺対策推進計画及びアルコール健康障害対策基本法を踏まえ、心の健康や精神疾患、働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口等の啓発資料を配布した。また、関係機関との連携のもと、事業を推進している。

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸及びメンタルヘルス対策の推進を図ることを目的に各種保健事業の共同実施等、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を推進する。

表6－（1）海匝地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和3年2月(書面開催)	19	・令和2年度海匝地域・職域連携推進協議会アクションプラン実績報告と次年度計画について

表6－（2）海匝地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和2年12月7日	15人	[生活習慣病予防対策] ・生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図るための取り組みとして、中食・外食向けの啓発をするために、関係機関に訪問等、情報収集をした。その結果「やさ・しー・い(野菜たっぷり塩はマイナス1g)食の応援店」認定事業を開始することとし、野菜摂取量の増加、減塩の推進について啓発・普及するための作業を行った。
令和2年12月15日	11人	[メンタルヘルス対策] ・職域におけるうつ・ストレス対策の啓発強化として、職場のメンタルヘルスに関する情報発信と相談先の周知の方法について検討を行った。結果、その手段として、広報誌「ここらく健康通信!海匝」を作成し、働く人のメンタルヘルスに関する啓発を行った。

表6－(3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
令和2年4月	各機関と連携した啓発活動等 (1) 銚子労働基準協会 ここらく健康通信 海匠! (第4号) の配布 500部
令和2年4月	(2) 銚子商工会議所 ここらく健康通信 海匠! (第4号) の配布 1,600部
令和2年6月	(3) 関係機関 ここらく健康通信 海匠! (第4号) ストレス感じていませんか? の配布 270部
令和2年11月	(4) ピアサポート講座参加者 ここらく健康通信 海匠! (第4号) の配布 50部
令和2年11月	(5) メンタルヘルスに関する講話 ここらく健康通信海匠! の配布 61部
令和2年12月	(6) 海匠保健所管内食生活改善協議会 やさ・しー・い食の応援店認定店舗一覧の配布 431部
令和3年3月	(7) 銚子商工会議所 ここらく健康通信 海匠! (第5号) やさ・しー・い食の応援店認定店舗一覧の配布 各1,600部
令和3年3月	(8) 関係機関 ここらく健康通信 海匠! (第5号) ストレス感じていませんか? の配布 560部
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット配付による啓発 ・保健所(健康福祉センター) だよりによる やさ・しー・い食の応援店概要と認定店舗紹介及び啓発 ・海匠保健所ホームページへの掲載 ・やさ・しー・い食の応援店ポスターの掲示(関係機関・既認定店舗) ・やさ・しー・い食の応援店認定店舗一覧の作成と配付 ・ここらく健康通信 海匠! の発行と配付

7 栄養改善事業

海匠地域は、脳血管疾患による死亡が上位に位置しており、また、国保特定健診の結果から、肥満や糖尿病のハイリスク者が多いことから、生活習慣病予防対策として、地域住民を対象に栄養指導及び健康教育を実施し食生活改善の普及啓発を行った。

また、特定給食施設指導については、健康増進法に基づく栄養管理が実施されるよう、個別巡回指導及び研修会により指導支援を実施した。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

地域住民の健康増進のため、電話等による個別指導の実施及び食生活改善推進員等の栄養関係団体の育成支援により正しい知識の普及・啓発に努めた。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳幼児	—	—	—	△	△	△	△	—	—	—	△	△	△	△	—
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20歳以上 (妊産婦を除く)	1	—	—	—	—	—	—	—	208	169	—	—	—	—	—
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳幼児	—	—	—	△	△	△	△	—	—	—	△	△	△	△	—
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20歳以上 (妊産婦を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ア 病態別個別指導

表7- (1) -ア 病態別個別指導状況 (単位:人)

種別	区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導		—	—	169	—	—	—
病態別運動指導		—	—	—	—	—	—

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7- (1) -イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
郵送による情報提供 (病態栄養教室)	令和2年 12月	潰瘍性大腸炎療養患者及びその家族	169	配布資料 ・「潰瘍性大腸炎の方向けの療養生活 (主に食生活)」についてのリーフレットを作成し、対象者へ送付・保健所ホームページへ掲載。

ウ 地域における健康づくり推進事業実施事業

表7- (1) -ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
郵送による情報提供 (地域における健康づくり研修会)	令和2年 9月	管内食生活改善推進員	39	配布資料 ・「減塩」「野菜摂取」「フレイル予防」に関するリーフレットの送付。

エ 国民 (県民) 健康・栄養調査

表7- (1) -エ 国民 (県民) 健康・栄養調査状況

調査名	調査地区 (対象)	調査年月日・調査内容等
—	—	新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から、実施しない旨、厚生労働省より通知有。

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7- (1) -オ- (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	115	110	1	1	巡回調査
	特定保健用食品	—	—	—	—	
	栄養機能食品	—	—	—	—	
	機能性表示食品	—	—	—	—	
	その他※	—	—	—	—	
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		—	—	—	—	
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		—	—	—	—	
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)	
特別用途食品及び特定保健用食品について		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	—	—	—	—	
	特定保健用食品	—	—	—	—	
	栄養機能食品	—	—	—	—	
	機能性表示食品	—	—	—	—	
	その他※	—	—	—	—	
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		—	—	—	—	
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		—	—	—	—	

() 内は特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合(特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7- (1) -オ- (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分※	— (—)	— (—)
	機能性表示食品	—	—
	その他	—	—
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		—	—
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		—	—

※栄養機能食品、特定保健用食品を含む () 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7－(1)－オ－(ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数(単位:件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
－(－)	－(－)	－(－)

()内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7－(1)－カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
－	－	－	－	－

(2) 給食施設指導

管内給食施設 115 施設に対し、適切な栄養管理の実施を図るため、個別巡回指導を実施し、助言・指導を行った。

また、給食施設管理者及び従事者の資質向上と給食運営の充実を図るため、栄養管理・衛生管理に関する研修会を開催した。

給食施設状況

表7- (2) 給食施設状況 (単位：件)

施設 総数	管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士どちら も いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養 士 必置指定 施設		調理師 のいる 施設		調理師 のいな い施設		栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 營 養 士 数	施 設 数	管 理 營 養 士 数	營 養 士 数	施 設 数	營 養 士 数		施 設 数	管 理 營 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数	施 設 数	調 理 師 数		
115	27	37	21	33	25	32	37	35	1	7	83	223	32	109	59	

ア 給食施設指導状況

表7- (2) -ア 給食施設指導状況 (単位：件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1回300食以上 又は 1日750食以上	1回100食以上 又は 1日250食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	7	4	1	2
		その他指導施設数	122	11	67	44
	喫食者への栄養・運動指導延人員		—	—	—	—
集団指導	給食管理指導	回数	2	2		
		延施設数	230	18	118	94
	喫食者への 栄養運動指導	回数	—	—	—	—
		延人員	—	—	—	—

イ 給食施設個別巡回指導

表7- (2) -イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
合計	114	7	27	4	21	1	31	-	35	2
指定施設①	計	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
300食/回、750食/日以上(指定施設①を除く)②	計	8	4	3	3	1	1	-	1	-
	学校	4	4	3	3	1	1	-	-	-
	病院	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	2	-	-	-	-	1	-	1	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100食/回、250食/日以上(①、②を除く)	計	59	1	17	-	14	-	10	-	18
	学校	6	1	1	-	-	-	3	-	2
	病院	8	-	3	-	5	-	-	-	-
	介護老人保健施設	7	-	4	-	2	-	-	-	1
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	8	-	2	-	5	-	-	-	1
	児童福祉施設	22	-	4	-	2	-	4	-	12
	社会福祉施設	4	-	2	-	-	-	2	-	-
	事業所	4	-	1	-	-	-	1	-	2
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の給食施設	計	46	2	7	1	3	-	20	-	16
	学校	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	病院	3	-	2	-	1	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	12	-	3	-	-	-	8	-	1
	児童福祉施設	22	1	-	-	2	-	8	-	12
	社会福祉施設	6	1	2	1	-	-	4	-	-
	事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7-（2）-ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始（再開）	給食施設廃止（休止）	給食施設変更届
届出数	8	6	24
指導数	8	6	25

エ 給食施設集団指導

表7-（2）-エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
郵送による 情報提供 (給食施設 講習会)	令和2年10月	給食施設 管理者 及び 従事者	—	配布資料 ・「食品衛生のしおり（令和2年度版）」 （千葉県） ・「ご注意ください！ノロウイルスによる 食中毒」（リーフレット）
郵送による 情報提供 (給食施設 栄養管理研 修会)	令和2年10月	給食施設 管理者 及び 従事者	—	配布資料 ・「日本人の食事摂取基準(2020年版)スラ イド集」（厚生労働省）

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7-（3）-ア 健康ちば協力店登録状況

令和2年度登録件数			累計状況	
登録件数	変更件数	取消件数	登録累計数	実登録店舗数
—	—	—	45（内取消9）	36

表7-（3）-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及 啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発 及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	/	—	/	—	—	/	—
集団指導	—	—	—	—	—	—	—
合計	/	—	/	—	—	/	—

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び 加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
海浜保健所管内 食生活改善協議会	431 加入組織3	研修会・総会 ・役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営について の助言及び支援	85
海浜保健所管内栄養士会	100	研修会・総会 ・役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営について の助言及び支援	84
銚子市調理師会	205	—	—	—
旭市調理師会	2			
千葉県調理師会匝瑳支部	1			

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) -ア 市町村への技術支援、助言

「14 市町村支援」に掲載

表7- (5) -イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
海浜保健所管内 行政栄養士研究会	2	18	テーマ「母子保健事業における楽しく学べるカリキュラムを考える」 母子保健分野における各市が行う事業（健診・相談・集団）について、事業ごとに実施の工夫点、苦慮している点等を共有し、よりよい事業実施のための取り組み、改善策について検討した。

※ 市町村（在宅）栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7－(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
平成30年度	39	21	53.8	34	14	21
令和元年度	47	30	63.8	25	15	15
令和2年度	32	17	53.1	38	10	12

(7) その他 (各保健所の独自事業)

表7－(7) 独自事業概要

事業名	事業概要	回数	参加人員
-	-	-	-

8 歯科保健事業

歯・口腔疾患の予防及び歯・口腔内の健康の保持増進を図ることを目的とした事業について、令和2年度は当センターでの実施なし。

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく、措置入院等の法施行業務を実施するとともに、地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関として、市町村が実施する在宅精神障害者に対する支援施策等のうち、専門性や広域性が必要な事項について支援している。

また、精神保健福祉相談員や保健師等による相談を随時実施し、必要に応じて訪問指導するとともに、関係機関等との連携を図りながら、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発活動等を行い、地域精神保健福祉向上のための活動を実施した。

(1) 管内精神科病院と入院等の状況

管内の精神科病院数は4カ所、人口1万人に対する精神科病床数は千葉県全体と比べて、約2.5倍、入院患者数は約1.6倍である。また、管内の入院患者の約7割が管内精神科病院に入院している。

表9－(1)－ア 管内病床数・入院患者等の状況（令和2年6月30日現在）

(単位：件)

年度 市町村	管 内 人 口	精 神 科 病 院 数	病 床 数	人 口 万 対 病 床 数	入 院 患 者 数	県 内 病 院 へ の 人 口 万 対 入 院 患 者 数	管内の患者の入院先（再掲）					
							圏内病院への入院患者数				圏外病院への入院患者数	
							管内病院		管外病院		入院患者数	
							数	%	数	%	数	%
平成30年度	161,519	4	659	40.8	416	25.7	338	81.3	10	2.4	68	16.3
令和元年度	159,152	4	659	41.4	279	17.5	199	71.3	13	4.7	67	24.0
令和2年度	156,869	4	659	42.0	294	18.7	202	68.7	10	3.4	82	27.9
銚子市	58,275	0	0	0	88	15.1	53	60.2	5	5.7	30	34.1
旭市	63,882	3	599	93.7	132	20.6	102	77.3	4	3.0	26	19.7
匝瑳市	34,712	1	60	17.2	74	21.3	47	63.5	1	1.4	26	35.1
県全体	7,266,464	53	12001	16.5	8391	11.5	5509	65.7	775	9.2	2107	25.1

(注1) 人口は、各年7月1日現在（千葉県毎月常住人口調査月報による）

表9－(1)－イ 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

年度	種別	医療保護入院届（家族の同意）	応急入院届	医療保護入院届の退院届	措置症状消退届	措置入院定期病状報告書	医療保護入院定期病状報告	その他
平成30年度		220	2	230	6	1	159	1
令和元年度		209	2	211	3	0	144	1
令和2年度		180	1	178	3	0	146	1

※1 その他は、転院許可申請件数、仮退院申請件数、再入院届件数の合計

(2) 措置入院関係

精神保健福祉法第22条から第26条に基づいた申請・通報・届出等を受理し、措置診察の必要性を判断する為の事前調査を保健所で行っている。必要に応じ、同法第27条及び第29条の2の規定に基づいて、精神保健指定医による診察を実施し、措置入院及び緊急措置入院の可否が判断される。措置入院が必要とされた者に対して、同法第29条の2の2にて移送を行っている。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況 (単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の必要 がないと認 めた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29条 該当症状 の者	その他の 入院形態 の者	通院・ その他	法第29条 の2該当症 状の者	その他の 入院形態 の者	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
平成30年度	34	24	8	1	1	5	0	0	0	0	1
令和元年度	16	12	4	0	0	0	0	0	0	0	2
令和2年度	9	5	4	0	0	1	0	0	0	0	1
法第22条 一般人からの申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 警察官からの通報	3	0	3	0	0	1	0	0	0	0	1
法第24条 検察官からの通報	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
法第25条 保護観察所の長からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条 矯正施設の長からの通報	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療 機関管理者及び保護観察所長 からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計。

(注2) 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数。

(注3) 1次・2次移送は、診察までの移送、3次移送は措置決定後の病院移送。

表9－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名 (単位：件)

年度 結果	病名	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器 質 性 精 神 障 害		中 毒 性 精 神 障 害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他				
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 せ い 剤	そ の 他											
					F0		F1										F4	F6	F7	G40
					F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15												
平成30年度		10	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
令和元年度		4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
令和2年度		4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
診察 実施	要措置	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	不要措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

(注1) その他には病名不詳を含む。

(注2) F0～9, G40 は、世界保健機構 (WHO) の国際疾病分類 (ICD カテゴリー) の分類。

表9－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数 (令和3年3月31日現在)

(単位：人)

年度	期間	総数	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
平成30年度		7	6	1	0	0
令和元年度		4	4	0	0	0
令和2年度		5	5	0	0	0

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等 (令和3年3月31日現在) (単位：人)

区分	性・年齢	実 数	性			年 齢					延 回 数
			男	女	不 明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不 明	
相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪 問		4	4	0	0	0	2	2	0	0	7
電 話		7	7	0	0	1	2	4	0	0	69

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があり、精神保健福祉法第20条の規定による入院が行われる状態でない、指定医による診察で判断された者を医療保護入院させるために精神科病院に移送することができる。

表9-（3） 医療保護入院のための移送処理状況 （単位：人）

年度	区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
平成30年度		0	0	0
令和元年度		0	0	0
令和2年度		0	0	0

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

予約制により精神科医師による定例精神保健福祉相談（心の健康相談）を実施するとともに、電話等により精神保健福祉相談員、保健師等により、心の健康に関する相談に対応。また、必要に応じて面接相談、訪問指導等を実施している。

表9-（4）-ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
奇数月 第2水曜日	13:30～15:00	海匠健康福祉センター（海匠保健所）
偶数月 第1月曜日	13:30～15:00	旭市保健センター
毎月 第3水曜日	13:30～15:00	八日市場地域保健センター

表9-（4）-イ 対象者の性・年齢 （単位：人）

性・年齢 区分	実 数	性			年 齢					延 回 数
		男	女	不 明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不 明	
平成30年度	90	49	41	0	7	25	45	11	2	193
令和元年度	84	54	30	0	2	22	34	23	3	236
令和2年度	68	29	39	0	4	18	34	12	0	165
銚子市	21	13	8	0	2	6	9	4	0	49
旭市	20	5	15	0	2	3	12	3	0	45
匝瑳市	22	8	14	0	0	7	10	5	0	57
管外・不明	5	3	2	0	0	2	3	0	0	14
相 談	39	17	22	0	3	10	18	8	0	100
訪 問	29	12	17	0	1	8	16	4	0	65

(注1) 同一人により相談を2回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり延回数は4回となる。

(注2) 電話・メール相談は計上していない。

表9-(4)-ウ 電話・メール相談延件数 (単位：件)

	計	男性	女性	不明
電話	1211	633	572	6
メール	14	11	3	0

表9-(4)-エ 相談の種別 (延数) (単位：件)

種別 年度・区分	総 数	精神障害に関する 相談				中毒性精神障害 に関する相談			ギ ヤ ン ブ ル の 相 談	摂 食 障 害 の 相 談	心 の 健 康 相 談	思 春 期 の 相 談	老 年 期 の 相 談	て ん か ん	そ の 他 の 相 談
		診 察 に 関 す る こ と	社 会 復 帰 等	生 活 支 援	そ の 他 の 相 談	ア ル コ ー ル	覚 せ い 剤	そ の 他 の 中 毒							
平成30年度	193	79	20	12	13	12	0	0	0	0	23	1	31	0	2
令和元年度	236	75	34	43	11	9	0	2	0	2	16	5	37	0	2
令和2年度	165	83	34	12	8	14	0	2	0	0	3	5	4	0	0
相 談	計	100	47	20	7	5	11	0	0	0	3	4	3	0	0
	男 女	55 45	26 21	16 4	2 5	1 4	9 2	0 0	0 0	0 0	0 3	0 4	1 2	0 0	0 0
訪 問	計	65	36	14	5	3	3	0	2	0	0	1	1	0	0
	男 女	33 32	13 23	9 5	4 1	3 0	3 0	0 0	0 2	0 0	0 0	0 1	1 0	0 0	0 0

(注) 電話・メール相談は計上していない。

表9-(4)-オ 援助の内容 (延数) (単位：件)

種別 年度	総 数	医 学 的 指 導	受 療 援 助	生 活 指 導	生 活 支 援	社 会 復 帰 援 助	紹 介 ・ 連 絡	方 針 協 議	関 係 機 関 調 整	そ の 他
平成30年度	193	23	29	29	12	22	74	4		
令和元年度	246	22	10	37	9	27	114	27		
令和2年度	239	22	23	14	26	47	100	7		

(注) 援助内容は重複あり。

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数

	支援計画対象者	本人同意あり		会議開催数		計画に基づく支援者	
		本人同意あり	本人同意あり	会議開催数	会議開催数	計画に基づく支援者	計画に基づく支援者
合 計	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0

(5) 精神障害者社会復帰関係

精神障害者の社会復帰及び社会参加を促進するため、精神障害者のピアサポート活動等を実施。令和元年度より海浜圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議の中でピアサポートの活用として実施している。

表9－(5)－ア 当事者支援の実施状況（ピアサポート相談）（単位：件）

年度	区分	開催回数	参加者（人）					
			実 人 員			延 人 員		
			計	男	女	計	男	女
平成30年度		10	4	2	2	11	9	2
令和元年度		—	—	—	—	—	—	—
令和2年度		—	—	—	—	—	—	—

表9－(5)－イ 当事者支援の実施状況（ピアサポート講座）（単位：件）

年度	区分	開催回数	参加人数	
			実 人 員	延 人 員
平成30年度		1	15	15
令和元年度		—	—	—
令和2年度		—	—	—

(6) 地域精神保健福祉関係

平成30年度より、海浜圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議（代表者会議）を委託先と共催にて開催しており、地域の現状と課題について協議している。

また、管内の家族会・当事者グループ等を対象に会への参加を通じて自助組織育成を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症を考慮し参加(支援)件数はなし。

表9－(6)－ア 会議・講演会等

名 称	開催日	参加人数	対象者等
令和2年度海浜圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議（代表者会議）	令和3年 3月 (書面開催)	16	医療機関、市役所、福祉施設、中核地域生活支援センター等の職員、自助グループ代表

表9－(6)－イ 組織育成

(単位:件)

区分	種別	総 数			
		家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)	
支援延件数		0	0	0	

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

心神喪失者又は心神衰弱で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度で、保護観察所が実施主体である。円滑な社会復帰を促進するため、会議への参加や訪問など、地域における支援を行っている。

表9－(7) 医療観察法に係る会議への参加

(単位:件)

会議種別	CPA 会議	ケア会議	その他
参加回数	2	0	0

・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。

・「その他」は、CPA 会議（Care Program Approach の略）とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治療を目的として平成20年度から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

当初はインターフェロン治療のみを対象としていたが、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成23年度からインターフェロン3剤併用療法及び平成26年度からインターフェロンフリー治療（平成30年度にはC型慢性肝炎ウイルス感染症治療薬ソホスビル／ベルパタスビル配合錠を追加）が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充された。

表10－（1）肝炎治療特別促進事業受給者状況

（単位：人）

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
平成30年度	51	-	44
令和元年度	52	-	35
令和2年度	61	-	28
銚子市	31	-	15
旭市	16	-	6
匝瑳市	14	-	7

（注）各年度の申請者のうち、受給者証を交付された者を集計

11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

表11－（1）肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況

（単位：人）

年度・市町村	治療 肝がん	重度肝硬変	総数
平成30年度	-	-	-
令和元年度	-	-	-
令和2年度	-	-	-
銚子市	-	-	-
旭市	-	-	-
匝瑳市	-	-	-

12 難病対策事業

原因不明で治療方法が確立していない特定疾患 56 疾患の患者に対し、医療費の自己負担を助成していたが、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づく医療費助成制度が平成 27 年 1 月 1 日に施行された。対象疾患は令和元年度 7 月 1 日現在、333 疾患となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 12 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況

(単位：件)

年 度・市町村別 疾 患 名 下段：重症(内数)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	銚 子 市	旭 市	匝 瑛 市
総 数	0	0	0	0	0	0
5 スモン	0	0	0	0	0	0
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0	0
32 重症急性膵炎	0	0	0	0	0	0
38 プリオン病	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-

表 1 2 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位 : 件)

年 度 ・ 市 別 疾 患 名		平成	令和	令和	銚子	旭	匝
		30 年度	元 年度	2 年度	子 市	市	瑛 市
総 数		1, 120	1, 136	1, 236	452	504	280
1	球脊髄性筋萎縮症	1	1	2	-	1	1
2	筋萎縮性側索硬化症	16	14	14	1	7	6
3	脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	-	-
5	進行性核上性麻痺	15	14	17	9	3	5
6	パーキンソン病	132	128	142	60	56	26
7	大脳皮質基底核変性症	3	3	5	2	2	1
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	-	-	-	-	-
11	重症筋無力症	29	27	28	14	6	8
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	19	19	18	10	7	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多 巣性運動ニューロパチー	5	6	5	-	3	2
15	封入体筋炎	-	-	1	-	-	1
16	クロウ・深瀬症候群	-	-	1	-	1	-
17	多系統萎縮症	14	18	16	6	6	4
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症 を除く。)	38	36	36	16	13	7
21	ミトコンドリア病	4	4	4	1	3	-
22	もやもや病	18	19	20	5	11	4
23	プリオン病	-	1	2	1	1	-

年 度・市 別 疾 患 名		平成	令和	令和	銚子	旭	匝
		30 年度	元 年度	2 年度	子 市	市	瑛 市
28	全身性アミロイドーシス	3	4	2	1	1	-
34	神経線維腫症	4	4	4	2	2	-
(-1)	I 型	3	3	3	1	2	-
(-2)	II 型	1	1	1	1	-	-
35	天疱瘡	3	3	4	2	-	2
37	膿胞性乾癬（汎発型）	2	2	2	1	1	-
40	高安動脈炎	7	9	8	3	3	2
42	結節性多発動脈炎	5	5	6	3	1	2
43	顕微鏡的多発血管炎	19	18	25	9	7	9
44	多発血管炎性肉芽腫症	8	9	9	5	3	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	8	8	9	3	4	2
46	悪性関節リウマチ	11	11	11	4	3	4
47	バージャー病	1	-	-	-	-	-
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	6	5	6	1	4	1
49	全身性エリテマトーデス	88	80	86	31	31	24
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	25	27	31	9	13	9
51	全身性強皮症	40	39	40	13	17	10
52	混合性結合組織病	11	9	10	4	3	3
53	シェーグレン症候群	9	11	11	5	6	-
54	成人スチル病	11	12	14	2	8	4
55	再発性多発軟骨炎	1	1	1	-	1	-

年 度・市 別 疾 患 名		平成	令和	令和	銚子市	旭市	匝瑳市
		30 年度	元 年度	2 年度			
56	ベーチェット病	22	18	20	6	9	5
57	特発性拡張型心筋症	38	33	34	5	15	14
58	肥大型心筋症	2	3	3	3	-	-
60	再生不良性貧血	11	15	14	5	7	2
61	自己免疫性溶血性貧血	4	2	2	1	1	-
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	2	3	2	1	-
63	特発性血小板減少性紫斑病	20	20	22	9	10	3
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	1	-	1	-
65	原発性免疫不全症候群	3	3	3	-	3	-
66	I g A 腎症	3	3	4	-	3	1
67	多発性嚢胞腎	6	7	7	4	3	-
68	黄色靭帯骨化症	7	6	9	4	2	3
69	後縦靭帯骨化症	47	44	52	18	17	17
70	広範脊柱管狭窄症	2	2	3	1	-	2
71	特発性大腿骨頭壊死症	19	19	23	11	11	1
72-1	S I A D H	1	1	1	-	1	-
77	下垂体成長ホルモン分泌亢進症	6	6	6	1	3	2
78	下垂体性前葉機能低下症	15	19	17	8	5	4
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	1	2	1	1	-
84	サルコイドーシス	25	20	22	9	8	5
85	特発性間質性肺炎	22	24	34	9	17	8

年 度・市 別		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	銚子市	旭市	匝瑳市
疾 患 名							
86	肺動脈性肺高血圧症	12	13	12	4	2	6
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3	3	4	1	2	1
90	網膜色素変性症	59	57	58	23	22	13
91	バッド・キアリ症候群	1	-	-	-	-	-
93	原発性胆汁性肝硬変	7	8	8	5	3	-
94	原発性硬化性胆管炎	1	-	-	-	-	-
95	自己免疫性肝炎	5	5	5	3	2	-
96	クローン病	44	43	45	15	22	8
97	潰瘍性大腸炎	128	151	166	58	72	36
98	好酸球性消化管疾患	-	2	4	1	3	-
113	筋ジストロフィー	2	-	-	-	-	-
117	脊髄空洞症	2	2	2	1	1	-
122	脳表へモジデリン沈着症	1	1	1	-	1	-
145	ウエスト症候群	2	2	2	2	-	-
158	結節性硬化症	1	1	1	1	-	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	2	9	9	2	6	1
163	特発性後天性全身性無汗症	2	1	2	1	1	-
177	ジュベール症候群関連疾患	1	1	1	-	-	1
209	完全大血管転位症	-	1	1	-	-	1
210	単心室症	1	1	1	-	1	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	2	2	-	-	2

年 度・市 別		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	銚子市	旭市	匝瑳市
疾 患 名							
220	急速進行性糸球体腎炎	2	2	3	2	1	-
222	一次性ネフローゼ症候群	2	3	3	2	1	-
224	紫斑病性人腎炎	-	1	1	1	-	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	-	1	1	-	1	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	1	1	1	-	1	-
266	家族性地中海熱	2	2	2	1	1	-
271	強直性脊椎炎	4	5	5	-	4	1
281	クリッベル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	1	1	-	-	1
283	後天性赤芽球癆	3	3	2	2	-	-
289	クロンカイト・カナダ症候群	1	1	1	-	1	-
300	IgG4 関連疾患	11	13	1	-	1	-
306	好酸球性副鼻腔炎	11	13	13	5	6	2
331	特発性多中心性キャッスルマン病	-	1	3	-	2	1

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表 1 2 - (3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

(単位：人)

年度	総数	銚子市	旭市	匝瑳市
平成 30 年度	7	5	2	-
令和 元年度	6	4	2	-
令和 2 年度	5	3	2	-

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表 1 2 - (4) - ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専 門 医	家 庭 医	看 護 師	理 学 療 法 士	保 健 師	そ の 他
平成 30 年度	2	2	-	-	14	2	6	3
令和元年度	2	2	-	-	9	2	5	-
令和 2 年度	0	0	-	-	-	-	-	-

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表 1 2 - (4) - イ - (ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実人員	延人員
平成 30 年度	2	46	9	57
令和元年度	2	54	8	62
令和 2 年度	2	37	8	37

(イ) 訪問相談員育成事業

令和 2 年度は実施なし。

表 1 2 - (4) - イ - (イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	月 日	主 な 内 容	職 種	人 数
平成 30 年度	-	-	-	-
令和元年度	-	-	-	-
令和 2 年度	-	-	-	-

ウ 医療相談事業

表 1 2 - (4) - ウ 医療相談事業実施状況

令和 2 年度は実施なし。

実施日	参加 人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者 人数
—	—	—	—	—	—

エ 訪問指導事業(訪問相談員によらないもの)

表 1 2 - (4) - エ 訪問指導事業実施状況(疾患別)

(単位：件)

疾 患 名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 数 (延)	30	45	13
多 発 性 硬 化 症	1	-	-
全 身 性 エ リ テ マ ト ー デ ス	1	1	1
筋 萎 縮 性 側 索 硬 化 症	9	12	2
脊 髄 小 脳 変 性 症	11	14	3
パ ー キ ン ソ ン 病 関 連 疾 患	4	9	4
後 縦 靱 帯 骨 化 症	1	2	-
慢 性 血 栓 塞 栓 性 肺 高 血 圧 症	-	2	-
網 膜 色 素 変 性 症	1	1	-
サ ル コ イ ド ー シ ス	2	-	-
進 行 性 核 上 性 麻 痺	-	1	-
そ の 他	-	3	3

オ 訪問診療等事業

表 1 2 - (4) - オ 訪問診療等事業実施状況

(単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従 事 者 人 数					
	実 人 員	延 人 員		専 門 医	主 治 医	看 護 師	理 学 療 法 士	保 健 師	そ の 他
平成 30 年度	7	7	同行訪問	-	-	-	7	7	-
令和元年度	6	6	同行訪問	-	-	-	6	6	-
令和2年度	4	4	同行訪問	-	-	-	4	6	-

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 2 - (4) - カ 相談内容 (単位：人)

内 容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談者数 (延)	116	156	15
申請等	108	78	0
医療	1	2	7
家庭看護	1	62	4
福祉制度	0	2	1
就業	3	2	0
就学	0	0	0
食事・栄養	0	0	0
歯科	0	0	0
その他	3	10	3

キ 難病対策地域協議会

令和 2 年度は実施なし。

表 1 2 - (4) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員 (職種)	延人数	内容
-	-	-	-	-

13 受動喫煙対策

健康増進法により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となり、令和2年4月1日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施する。

表13-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	15	1	14	0	0	0
令和2年度	28	1	27	0	0	0

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0

14 市町村支援

各市の保健福祉事業の充実と円滑な推進のため支援を行った。

(1) 市町村への支援状況

表14- (1) 市町村への支援状況

項目 市	会議・連絡				技術的支援		
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
銚子市	自立支援協議会	1	課	障害者福祉に関すること			
	自立支援協議会 地域生活支援分科会	1	精	障害者福祉に関すること			
	保健対策推進協議会	1	課	保健事業実績と計画			
	地域包括ケアシステム推進会議	1	課	医療と介護が連携した継続支援に関すること。			
	介護保険事業等運営協議会	5	課	介護保険事業に関すること			
	学校給食食物アレルギー対応検討委員会	1	栄	学校給食食物アレルギー対応に関すること			
	精神保健大会被表彰者選考会	1	次	精神保健の表彰に関すること			
	要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	保	要保護児童についての検討			
	要保護児童対策地域協議会個別支援会議	1	精	個別要保護児童に対する支援について			
	地域ケア会議	1	精	連絡・調整に関すること			
旭市	自立支援協議会（旭市）	2	医次	障害者福祉に関すること			
	自立支援協議会 精神障害者支援部会	1	精	精神障害者福祉に関すること			
	要保護児童対策地域協議会実務者会議	1	保	要保護児童についての検討			
	認知症初期集中チーム検討会	1	医	チームの運営に関すること			
	学校給食センター運営委員会	1	栄	学校給食センターの運営に関すること			
匝瑳市	医療と介護の連携推進員会議	1	医	地域包括ケアシステムに関すること			
	自立支援協議会	3	次	障害者福祉に関すること			
	認知症初期集中チーム検討会	1	次	チームの運営に関すること			
	学校給食センター運営委員会	2	次	学校給食センターの運営に関すること			

*職種:医(所長)、次(次長)、課(課長)、保(保健師)、栄(栄養士)、精(精神保健福祉相談員)、事(一般行政)

<地域福祉に関すること>

15 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表15－(1) 民生委員・児童委員配置状況（各年度3月31日現在）

(単位：人)

年度・市町村	定数	現員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成30年度	398	342	55	397	240	157
令和元年度	398	333	52	385	220	165
令和2年度	398	338	54	392	221	171
銚子市	169	143	23	166	72	94
旭市	142	123	18	141	94	47
匝瑳市	87	72	13	85	55	30

(2) 児童福祉

特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父、若しくは母又は、養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表15－(2) 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

市町	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
平成30年度	298	63	17	78	152	1	0	141	169
令和元年度	300	59	18	85	156	0	0	144	174
令和2年度	278	48	19	83	135	0	0	131	154
銚子市	81	14	4	25	39	0	0	39	43
旭市	129	28	13	39	54	0	0	67	67
匝瑳市	68	6	2	19	42	0	0	25	44

(注) 1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 1 5 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年度・市町村	区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成 30 年度		0	0	4,308	684	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度		0	0	2,172	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 2 年度		0	0	2,358	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市		0	0	1,206	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市		0	0	1,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 各年度の貸付実績額による。

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 5 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年度・市町村	区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成 30 年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 2 年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 高齢者福祉

百歳者に対する祝状及び記念品の贈呈や、老人福祉施設の入所者に対する給付金の支給を行っている

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 5 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
平成 30 年度	45	6	39
令和元年度	60	9	51
令和 2 年度	50	2	48
銚子市	16	0	16
旭市	18	0	18
匝瑳市	16	2	14

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

表 1 4 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

年度	区分	支給実人員(人)	支給総額(円)
平成 30 年度		31	1,546,300
令和元年度		28	1,325,400
令和 2 年度		23	1,236,100

(5) 障害者福祉

市の障害のある人に対する手当に係る補助や、障害のある人に対する差別に係る相談及び条例周知や啓発活動等を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 15 - (5) - ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
平成 30 年度	154	7,560,100	1	51,900
令和元年度	159	7,832,575	1	51,900
令和 2 年度	158	7,949,350	1	51,900
銚子市	69	3,481,625	0	0
旭 市	58	2,889,100	1	51,900
匝瑳市	31	1,578,625	0	0

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成する。

表 15 - (5) - イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
平成 30 年度	1	移動用リフト	2,700
令和元年度	0	-	-
令和 2 年度	0	-	-
銚子市	0	-	-
旭 市	0	-	-
匝瑳市	0	-	-

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例づくり条例」（平成19年7月施行）に基づき、障害者差別等に係る相談及び条例周知や啓発活動を実施している。

表15-(5)-ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区分	差別等相談		差別等相談活動件数の内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
	実件数	活動件数	電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	相談	虐待の		
									実件数	活動件数		
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	50
令和元年度	11	11	8	3	0	0	0	0	0	0	1	25
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	24

エ 地域相談員の委嘱

身体障害者相談員・知的障害者相談員及び精神障害・人権擁護等の業務従事者の中から、差別に関する相談業務を地域相談員に委嘱している。

表15-(5)-エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成30年度	11	13	11	35	20	15
令和元年度	11	13	6	30	16	14
令和2年度	9	11	9	29	17	12
銚子市	1	4	3	8	6	2
旭市	5	5	1	11	4	7
匝瑳市	3	2	5	10	7	3

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の資質の向上及び関係機関との連携を図ることを目的に、地域相談員等を対象とした研修会を実施している。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止となった。

表15-(5)-オ

開催年月日	参加者	内容
-	-	-

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成16年6月1日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表15-(6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区分 年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数			
	総数	うちDV	行為等	うちストーカー 報告分 うち内閣府	総数	うちDV	行為等	うちストーカー 報告分 うち内閣府	総数	うちDV	行為等	うちストーカー 報告分 うち内閣府
平成30年度	47	43	0	40	9	9	0	9	38	34	0	31
令和元年度	42	40	0	40	5	4	0	4	37	36	0	36
令和2年度	41	30	0	28	10	10	0	10	30	20	0	18

区分 年度	書面提出 件数	通報件数	来所相談証明 書発行件数	交際相手からの暴力相談件数	
				総数	通報
平成30年度	2	0	8	0	0
令和元年度	0	0	11	0	0
令和2年度	0	0	5	0	0

(7) 戦傷病者の援護

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の交付と修理、戦傷病者乗車券引換証の変更事務を行っている。

表15-(7)-ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位:件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証(変 更)の交付
平成30年度	7	0	-	0
令和元年度	3	0	-	0
令和2年度	2	0	-	0
銚子市	0	0	-	0
旭市	0	0	-	0
匝瑳市	2	0	-	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

厚生労働大臣が委嘱した戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員が戦没者遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るための相談に応じている。

表 1 5 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

市町村	銚子市	旭市	匝瑳市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	0	0	0	0

(8) 児童手当事務指導監査

各市における児童手当事務の円滑かつ的確な実施を図るため、児童手当事務の指導監査を実施している。令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により行わなかった。

表 1 5 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
銚子市	1	-	-
旭市	-	1	-
匝瑳市	-	1	-

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

中核地域生活支援センターは平成 16 年 10 月から業務を開始したが、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により書面開催となった。

表 1 5 - (9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和 2 年 12 月 7 日(書面開催)
場所	-
内容	活動白書 2019、中核大会 2020 の資料を送付
構成員・参加者人数	各市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者支援施設等の関係機関

